

第1回 松前町部活動地域移行検討委員会



日時：令和5年6月8日（木）18：30～20：00

場所：松前町役場3階大会議室

松前町教育委員会

次 第

1 開 会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 教育長挨拶
- (3) 委員自己紹介
- (4) 会長・副会長選出

2 議 題

- (1) 検討委員会について … P. 1
- (2) 部活動改革の動向と国の検討会議における提言の概要… P. 3
- (3) 松前町の部活動の現状と地域スポーツクラブ活動体制整備
事業について … P. 9
- (4) 今後のスケジュールについて … P. 13

3 その他

4 閉 会

(1) 検討委員会について

松前町部活動地域移行検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松前町執行機関の附属機関設置条例（平成29年松前町条例第12号）第4条の規定に基づき、松前町部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員をもって構成する。

2 前項の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内中学校長
- (3) 町内中学校保護者代表
- (4) 社会教育団体関係者
- (5) 地域スポーツ関係者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に招集される会議については、教育長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校教育課で処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(1) 検討委員会について

松前町部活動地域移行検討委員会委員名簿

	所属等	役職	氏名
学識経験者	愛媛大学教育学部	教授	田中 雅人
	松山学院高校	講師	松本 繁実
町内中学校長	北伊予中学校	校長	児島 祥之
町内中学校保護者 代表	岡田中学校	P T A 監事	西岡 敬子
	松前中学校	後援会 副会長	西尾 剛
社会教育団体関係者	松前町スポーツ協会	会長	村上 一郎
	松前町文化協会	会長	矢田 弘
	松前町スポーツ推進委員会	委員長	竹内 晶子
地域スポーツ関係者	松前柔道会	代表	重松 真紀子
	松前町スポーツ協会 ソフトテニス	代表	青野 剛

部活動改革の動向

- 1 中学校における部活動は、教育的意義や学校運営上の意義において、大きな役割を担ってきた。
- 2 近年では、学校部活動の持続可能性という面から厳しさが増してきており、本町でも年々顕在化してきた。
(少子化の進行による影響、休日も含めた指導等を担う教師の業務負担の増大など)
- 3 令和2年9月1日付文部科学省から、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、令和5年度以降段階的に休日の部活動を学校部活動から地域部活動へ移行していくことが方向性として示された。
- 4 令和4年6月(運動部活動)と8月(文化部活動)、部活動地域移行に関する国の検討会議における提言がまとめられ、令和5年度から令和7年度末までの3年間(改革集中期間)を目途に、休日の部活動を地域移行していく方向性が示された。
- 5 令和4年12月
学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という。)への移行に取り組むべく、スポーツ庁・文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定
- 6 令和5年4月、松前町部活動地域移行検討委員会を設置
(同年7月から地域スポーツ活動としてのモデル事業を展開していく中で、課題の洗い出し及び改善策等について検証していき、更なる部活動改革を推進していく予定)

(2) 部活動改革の動向と国の検討会議における提言の概要

	国	愛媛県	松前町
H30	・ <u>3 月（スポーツ庁）</u> 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定 ・ <u>12 月（文化庁）</u> 「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定	・ <u>8 月</u> 「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」策定	・ <u>8 月</u> 「松前町立中学校の部活動の方針」策定
H31 R01	・ <u>1 月（中教審答申）</u> 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 ・ <u>11 月（衆議院）12 月（参議院）</u> 公立の義務教育諸学校等の教員職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議		
R02	・ <u>9 月</u> 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について		
R03	・ <u>2 月</u> 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業等の取扱い等について		
R04	・ <u>6 月（スポーツ庁）</u> 「運動部活動の地域移行に関する検討会議」提言 ・ <u>8 月（文化庁）</u> 「文化庁活動の地域移行に関する検討会議」提言	・ <u>10 月</u> 第 1 回愛媛県推進計画策定委員会	

(2) 部活動改革の動向と国の検討会議における提言の概要

	・ <u>12月</u> (スポーツ庁・文化庁) 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定		
R05		・ <u>3月</u> 「愛媛県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する基本的な考え方」提示	・ <u>4月</u> 松前町部活動地域移行検討委員会設置 ・ <u>6月</u> 第1回松前町部活動地域移行検討委員会 ・ <u>6月(予定)</u> 地域スポーツ活動モデル事業開始 (対象: 北伊予中ソフトテニス、ホッケー)

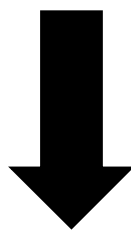
国の検討会議における提言の概要

目指す姿

- ・ 中学生等の部活動環境を、学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり子どもたちが継続して活動を親しむことのできる機会を確保していく。
- ・ 単に学校から切り離すということではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域全体で子どもたちの多様な体験機会を確保していく。

改革の方向性

- ・ まずは、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする。
 - ※ 「平日の部活動」≠「休日の部活動」の視点も必要達成目標時期は、令和5年度から令和7年度末の3年間（改革集中期間）を目途とされている。
- ・ 平日の部活動の地域移行は、休日の部活動の地域移行とともにできるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する必要がある。
- ・ 地域におけるスポーツや文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等、地域スポーツ・文化芸術の振興についても着実に取り組む。
- ・ 地域団体等と学校との連携・協働の推進



令和4年12月国が方針を見直して、移行時期の令和7年度末までとしていたが、目標達成時期を設定せず、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す、とした。

※ 3年間を「改革集中期間」→「改革推進期間」に改めた。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

令和4年12月

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組み必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組み体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保

- ・令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組むつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す

- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二ーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数等の精選、複数の活動を経験したい生徒等の二ーズに対応した機会を設ける等）

(3) 松前町の部活動の現状とスポーツクラブ活動体制整備事業について

松前町の運動部活動の現状

令和5年5月1日現在

競技	設置数		部員数		指導者数		※顧問が、指導している部活動の経験者である部の数
	男子	女子	男子	女子	顧問	外部	
バスケットボール	2	3	55	49	10	0	1
バレーボール	1	3	25	59	8	0	3
バドミントン	0	1	0	25	2	0	1
卓球	2	0	67	0	4	0	0
ソフトテニス	1	3	34	63	8	2	1
サッカー	3	0	82	0	6	0	2
軟式野球	2	1	30	4	6	1	3
柔道	1	0	2	0	2	0	0
剣道	1	1	4	5	4	0	0
合計	13	12	299	205	50	3	11

(計 25)

(計 504)

松前町の文化部活動の現状

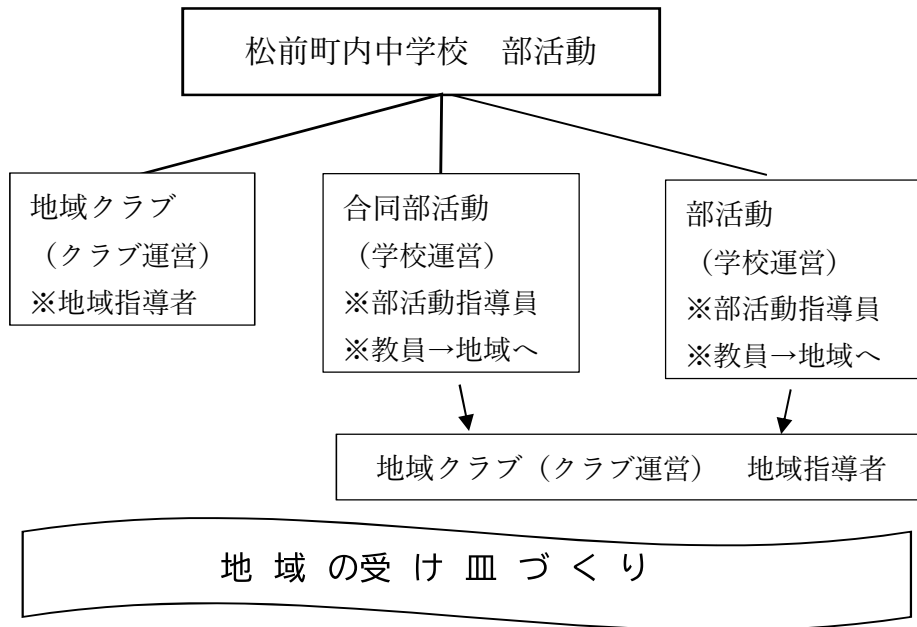
令和5年5月1日現在

文化部名	設置数	部員数	指導者数		
			顧問	(うち 経験者)	外部
吹奏楽部	3	60	6	(2)	0
美術部	2	53	4	(1)	0
ボランティア部	1	29	2	(2)	0
マルチワーキング部	1	19	2	(1)	1
合計	7	161	14	(6)	1

※令和5年5月1日現在 町立中学校3校、生徒数830人

(3) 松前町の部活動の現状とスポーツクラブ活動体制整備事業について

【松前町の取組の方向性】



・中学校部活動数の適正化

部活動の新設中止

団体・チーム編成のできない部活動→合同部活動の実施

拠点校方式による部活動(学校や地域の特色)



中学校教員による指導から地域指導者・部活動指導員の指導へ
地域クラブへの移行

・部活動指導員制度の導入

指導者資格や研修の実施の促進

指導者確保のための方策検討

教師等の兼職兼業

・地域における受け皿づくり

部活動の適正化→子どもたちの活動の受け皿づくり

スポーツ協会・文化協会登録団体での中学生の受入

スポーツ・文化サークル(クラブ)等の中学生の受入

スポーツ少年団活動の中学生への拡大

中学生対象の地域クラブの新設

企業・大学等の参入

(3) 松前町の部活動の現状とスポーツクラブ活動体制整備事業について

【今後の課題】

- 地域人材の確保・資質の確保
 - 地域人材の研修・マッチングの仕組みの構築
 - 部活動指導員の活用 教師等の兼職兼業 人材バンク
 - 指導者確保のための支援方策の検討
 - 企業・大学等の協力
- 地域クラブ活動の運営団体の確保
 - 地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
 - 特定種目だけでなく、生徒の実情に応じた機会の確保
 - スポーツ団体等と中学校との連携が不十分
- 平日・休日の一貫指導のための連携・協力体制の構築
- 費用負担の在り方の整理
 - 各中学校後援会組織の在り方
 - 国や地方公共団体からの支援
 - 地元企業の施設の利用や用具の寄付等の支援
 - 学校施設の低額での貸与
 - 必要な予算の確保や助成を含む多様な財源確保検討
- 施設の活用
 - 学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策策定
 - スポーツ団体等に管理の委託
- 会費・活動費用・保険等の在り方
 - 保護者負担の軽減
 - 困窮する家庭への費用の支援方策の検討
 - スポーツ安全保険の補償内容の水準
- 学校と地域の協働体制の構築

(3) 松前町の部活動の現状とスポーツクラブ活動体制整備事業について

令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業について

1 松前町におけるモデル事業

- (1) ホッケー
指導者：2人予定
- (2) ソフトテニス
指導者：2人予定

2 予算

- (1) 指導者謝金（上記各2人）
 $1,600 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間} \times 70 \text{ 日} \times 4 \text{ 人} = \underline{1,344,000 \text{ 円}}$
 - (2) 指導者旅費
 $1,000 \text{ 円} \times 70 \text{ 日} \times 4 \text{ 人} = \underline{280,000 \text{ 円}}$
 - (3) 用具代
300,000 円
 - (4) 指導者保険料
 $2,500 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = \underline{10,000 \text{ 円}}$
 - (5) 生徒保険料（ホッケー19人、ソフトテニス20人）
 $800 \text{ 円} \times (19 \text{ 人} + 20 \text{ 人}) = \underline{31,200 \text{ 円}}$
- 計 1,965,200 円